

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

2022年3月4日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都台東区上野3-17-2 幸和ビル4階
株式会社G r r o w
代表取締役社長兼CEO 光部 智幸

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は人材IT産業への進出を目指しており、このたび外国人転職SaaSサービス(以下「本サービス」という。)を新規事業として検討している。

従来の我が国における外国人転職 SaaS サービスは、企業と個人のマッチングに特化しているが、実態として、外国人労働者の転職は、アナログなネットワークによって成立している場合も多い。

そこで、本サービスでは、外国人同士のネットワークを活かしてより多くの外国人労働者が転職プラットフォームにアクセスできるようにすることで、マッチングの機会及び精度を充実させ、労働者のQOLと企業の収益性を同時解決できるサービスを目指したいと考えている。

なお、今回の照会の対象外ではあるが、今後は、VISA などの外国人労働者の労働に関わる問題のサポートも行っていく、最終的に、海外と日本の架け橋となることで、グローバルな視点での日本のプレゼンスを向上することも同時に目指したいと考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来のサービスではオンライン上でのマッチングという役務提供程度で留まることが多い。外国人労働者は、日本国内でのオンラインでの求職に馴染んでおらず、既存のプラットフォームへのアクセス導線が弱い。

本サービスでは、求職者へのオンライン以外のアクセスを強化することで、外国人労働者と採用企業のマッチングを促進する。

【需要獲得見込み】

登録外国人数見込み：20万人
内定件数：10,000件
契約企業数：1,000社
想定売上：3.6億円/年

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本サービス提供事業者：当社

本サービス利用者：本サービスを利用して就職を企図する外国籍求職者（日本国内在住者。以下同じ。）及び求人企業

登録誘導者：外国籍求職者に対し、本サービスへの登録を促す個人

認定エージェント：当社及び本サービスとの連携の下で職業紹介を実施する事業者

(2) 事業概要

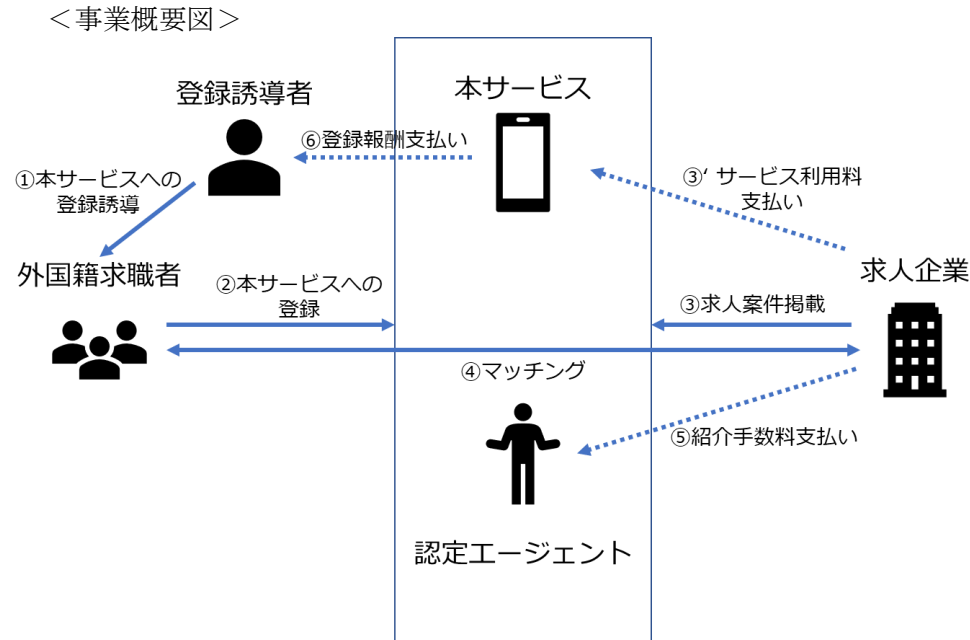
<概要>

本サービスは、外国籍求職者向けのジョブマッチングサービスである。本サービスの運営主体である当社、並びに当社及び本サービスとの連携の下で職業紹介を実施する事業者（以下「認定エージェント」という。）は、有料職業紹介事業の許可等、必要な許認可の下に事業を行う。

また、本サービス外においては、外国籍求職者に対して本サービスを紹介し、登録を促す個人（以下「登録誘導者」という。）も存在することを前提としている。

<事業の流れ>

- ① 登録誘導者が外国籍求職者に対して、本サービスを紹介し、本サービス登録を促す
 - ※ 登録誘導者は、外国籍求職者と求人企業との間での雇用関係の成立前後を問わず、本サービスに関連して、
 - ・ 求人企業に外国籍求職者の情報を提供することや、求人企業から求人情報の提供を受けることを含め、求人企業と接触することはない
 - ・ 外国籍求職者に対する支配関係を有しておらず、外国籍求職者を求人企業に供給するものではない
 - ・ 外国籍求職者に対して本サービスを紹介し、本サービス登録を促すに留まり、これに対して⑥に基づき登録報酬が発生する委託関係のほかは、本サービスに対して外国籍求職者の情報を提供するものではなく、その他本サービスに関与するものではない
 - ・ 認定エージェントと接触し、一体となって職業紹介を行うことはない（ただし、認定エージェント自身が登録誘導行為を行うことはある）
- ② 外国籍求職者が本サービスの利用登録を行う
 - ※ 登録誘導者は、外国籍求職者が本サービスに登録した後は、以後の③～⑤の過程に関与せず、また、外国籍求職者が求人企業との間で雇用関係が成立した後も、その雇用関係の継続について関与しない
- ③ 求人企業が本サービス上に求人案件を掲載する
 - ※ 求人企業は、当社に対して、サービス利用料を支払う
- ④ 認定エージェントが本サービスを利用して外国籍求職者と求人企業をマッチングする
- ⑤ 外国籍求職者と求人企業の間で雇用関係が成立した場合、求人企業は、認定エージェントに対して、紹介手数料を支払う
- ⑥ 外国籍求職者と求人企業の間で雇用関係が成立した場合、当社は、外国籍求職者の事前の同意に基づき、登録誘導者に対して当該事実を伝達するとともに（ただし、企業名等は伏せる。）、登録報酬を支払う



(3) 新事業活動を実施する場所
日本国内

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
本サービスの開始時期：2022年5月予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

職業安定法

(定義)

第4条第1項 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

労働基準法

(中間搾取の排除)

第6条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本照会書3. (2) 記載の登録誘導者が外国籍求職者に対して、本サービスを紹介し、登録を促す行為が、職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」に該当しないこと、及び労働基準法第6条に規定する「他人の就業に介入」に該当しないことを確認したい。

<当社の考え>

(1) 「職業紹介」に該当しないことについて

本サービスに関連して、登録誘導者は、外国籍求職者に対して本サービスを紹介し、登録を促すに留まるのであって、(i) 求人企業に外国籍求職者の情報を提供することや、求人企業から求人情報の提供を受けることを含め、求人企業と接触することはなく、また、(ii) 外国籍求職者が本サービスに登録した後は、職業紹介の過程に関与せず、また、外国

籍求職者が求人企業との間で雇用関係が成立した後も、その雇用関係の継続について関与しない。したがって、登録誘導者は、少なくとも「求人者の申込み」を受けることはなく、また、「求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせん」することもない。

なお、登録誘導者は、認定エージェントと一体となって職業紹介を行うこともない。以上のおりであるので、登録誘導者の行為は「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせん」するものではなく、「職業紹介」に該当しない。

(2) 「他人の就業に介入」に該当しないことについて

最決昭和31年3月29日刑集10巻3号415頁は、「他人の就業に介入し」の意義について、「労働関係の当事者間に第三者が介在して、その労働関係の開始、存続等について媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何らかの因果関係を有する関与をなす場合」をいうとしている。また、昭和23年3月2日基発381号は、「『他人の就業に介入』するとは、労働関係の当事者、即ち使用者と労働者の中間に、第三者が介在して、その労働関係の開始存続について、媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何等かの因果関係を有する関与をなしていることである」としている。

この点、本サービスに関連して、登録誘導者は、外国籍求職者に対して本サービスを紹介し、登録を促すに留まるのであって、(i) 求人企業に外国籍求職者の情報を提供することや、求人企業から求人情報の提供を受けることを含め、求人企業と接触することはなく、また、(ii) 外国籍求職者が本サービスに登録した後は、職業紹介の過程に関与せず、また、外国籍求職者が求人企業との間で雇用関係が成立した後も、その雇用関係の継続について関与しない。したがって、登録誘導者は、労働関係の当事者間に介在することはなく、労働関係の開始、存続等について媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何らかの因果関係を有する関与をすることもない。

なお、登録誘導者は、認定エージェントと一体となって職業紹介を行うこともない。

以上のおりであるので、登録誘導者の行為は「他人の就業に介入」に該当しない。

<参考とした事例>

第三者が職業紹介事業者に転職候補者の情報を提供し、職業紹介事業者が当該転職候補者に対して職業紹介を行い、その結果に応じて第三者（情報提供者）に報酬が支払われるという事業において、「職業紹介」及び「他人の就業に介入」のいずれにも該当しないとされた事例を参考にしている。

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakusedosuishin/press/180914_press.pdf

7. その他
特になし